

外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様と楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の外貨マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「外貨MMF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従って外貨MMFの累積投資の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。

（契約の申込み）

第2条 お客様は、各ファンドごとに、本契約を申し込むことができます。

2 前項の申込みは、当社所定の累積投資口座開設申込書に必要事項を記入のうえ当社に提出する方法、又は当社の定める電子的方法によって行うものとします。ただし、既に他ファンドの累積投資において申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の金銭の払込みをもって申込みが行われたものとします。

3 本契約が締結されたときは、当社はただちに外貨MMF累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。

4 外国証券取引口座を設定されていないお客様は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定が必要となります。

（取引日等）

第3条 本約款において、営業日とは、国内の金融商品取引所の休業日以外の日をいうものとします。また、取引日とは、各ファンドごとに定められた日をいうものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、国内の金融商品取引所の半休日及び当社が特に必要と認める日には、外貨MMFの取得の申込み又は返還の請求は受け付けないものとします。

（金銭の払込み）

第4条 お客様は、外貨MMFの取得にあてるため、1,000口以上1口単位相当額の高金銭（以下「払込金」といいます。）を、それぞれの外貨又は円貨で、その口座に払い込むことができます。

2 前項の規定にかかわらず、有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利及び商品の果実、償還金、売却代金及び解約代金等のうち、当社において外貨にて支払われるもの等により外貨MMFの口座に払い込む場合（追加取得の場合に限ります。）は、1口以上1口単位とします。

（取得の申込み、時期及び価額）

第5条 お客様は、外貨MMFの取得を申し込む場合、申込金額とその払込通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。

2 当社は、お客様から取得の申込みが取引日の当社指定の時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社指定の時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨MMFをお客様に代わって取得します。また、お客様から取引日以外の日に取得の申込みがあった場合、その翌取引日に当該申込みがあったものとして取扱います。

3 当社は、前項の申込みがあった場合、申込みがあった日の翌取引日までに払込金を受入れます。

4 第2項の取得価額は、申込日の基準価額（又は純資産価格。以下同じ。）とします。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当社は、申込日の1口当たりの基準価額が当初設定

時の1口当たりの基準価額を下回った場合には、当該外貨MMFの取得の申込みに応じないものとします。

- 6 取得された外貨MMFの所有権並びにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

(保管)

第6条 本契約によって取得された外貨MMFは、当社において、ファンドごとに混合して保管します。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関に再委託することがあります。

- 2 前項により混合して保管する外貨MMFについては、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。

- ①保管している外貨MMFに対し、寄託された外貨MMFの額に応じて共有権を取得すること。
- ②新たに外貨MMFを寄託するとき又は寄託された外貨MMFを返還するときは、その外貨MMFの寄託又は返還については、外貨MMFを寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

(果実の再投資)

第7条 前条の保管にかかる外貨MMFの果実は、前月の各ファンドの最終取引日（その翌取引日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終取引日の前日までの分を、当該最終取引日にお客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、当該お客様の口座に繰り入れ、ファンドごとにその全額をもって当該最終取引日の基準価額でお客様に代わって遅滞なく取得します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当月の最終取引日の基準価額が当初設定時の1口当たりの基準価額を下回った場合には、最終取引日以降最初に取得にかかる基準価額が当初設定時の1口当たりの基準価額に復した計算日の翌取引日にお客様に代わって取得します。

(返還)

第8条 当社は、お客様から返還の請求が取引日の当社指定の時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社指定の時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に各ファンドの建値通貨又はその円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客様から取引日以外の日に返還の請求があった場合、その翌取引日に当該請求があったものとして取扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。

- 2 前項の請求は、外貨MMFについては1口単位とし、受取通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。

(解約)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ①お客様から解約の申出があったとき
- ②当社が外貨MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③本契約にかかるすべての外貨MMFが償還されたとき。
- ④合理的な理由に基づき、当社がお客様に対して一定の猶予期間において本契約の全部又は一部の解約を申出たとき。

- 2 本契約の全部又は一部が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨MMF及び果実を第8条に準じてお客様に返還します。

(申込事項等の変更)

第10条 申込書の記載事項等に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

2 前項の届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

(その他)

第11条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

- ① 所定の受領証と引換えに、又は別に定める契約等に基づき外貨MMFもしくは果実を返還した場合。
- ② 所定の手続きにより返還の申出がなかったこと、証書等に記載された内容若しくは客観的事実とお客様の届出事項（当社が別途定めるお客様の場合は印影を含む。）が相違すること、又は総合証券取引約款が定める本人認証ができなかったことを理由として本契約に基づく外貨MMF又は果実を返還しなかった場合。
- ③ 天災地変その他の不可抗力により、本契約に基づく外貨MMFの取得、又は外貨MMF若しくは果実の返還が遅延した場合。

(約款の変更)

第12条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、その他必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上
(2023年6月)